

立竹木調査算定要領

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領第 3 条により行うほか、次の各号によるものとする。

一 用材林

- (1) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (3) の調査に基づく標準地の調査及び集計は、立竹木要領に定める様式に加え、用材林標準地調査表兼集計表 (様式第 5 3 - 2 号) を作成するものとする。
- (2) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (四) の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正
	1 0 0 % 未満	適正	未管理

管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表 (様式第 5 5 号) を作成するものとする。

- (3) 天然生林の調査は、次による。

- イ 胸高直径が 3 1 センチメートル未満の場合は、樹種、本数及び胸高直径を調査する。
- ロ 胸高直径が 3 1 センチメートル以上の場合は、樹種、本数、胸高直径及び材積を調査する。
- なお、材積の算出は監督職員との協議による。

二 収穫樹

- イ 園栽培の場合は、取得用地の面積又は調査職員の指示により植栽本数を調査する。
- ロ 散在樹の場合は、本数を調査する。

第 2 章 算 定

(補償額の算定)

第 2 条 補償額の算定は、立竹木要領第 9 条により行うほか、次の各号によるものとし、立竹木補償金算定表 (様式集様式第 5 6 号) を作成するものとする。

- 一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入する。
- 二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とする。
- 三 分類は、高木、株物、玉物、生垣、特殊樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類、用材林、果樹、特用樹及び竹林の別を記載する。ただし、風致木については、高木、株物等の種別、収穫樹については、園栽培又は散在樹も併記する。

- 四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入すること。この場合において、調査した樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に調査した樹種名を記入する。
- 五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入する。
- 六 構外・構内・移植・伐採・取得の区分は、庭木等については、構外、構内又は伐採の別を、収穫樹については、移植又は伐採の別を、用材林、薪炭林及び竹林については、取得または伐採の別を記入する。
- 七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付する。
- 八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、調査職員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。
- 九 庭木等について調査職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入する。
- 十 用材林、薪炭林及び竹林について調査職員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成する。この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入する。
- 十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付する。
- 十二 適正な管理が行われていない用材林の人工林に取得補償を適用する場合は、管理程度補正判定表（様式集様式第55号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。
- なお、管理程度補正率は標準書によるものとし、管理程度補正率を乗じて算定した補償額は、標準書の未管理立木補償上限表の当該立木の林齢における補償額を上限とする。
- 十三 収穫樹について、管理程度補正率による補正を行う場合は、収穫樹（園栽培）管理程度補正表（様式集様式第54号）を作成し、立竹木補償金算定表に添付する。